別紙１

大阪市北区役所広告付き周辺案内地図設置事業仕様書

１ 募集内容

（１）案件名称

大阪市北区役所広告付き周辺案内地図設置事業

（２）設置場所

大阪市北区役所１階（別紙２「設置場所図」のとおり）

（３）実施内容

大阪市北区役所の周辺案内地図を作成、設置する。なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

（４）設備本体

ア　広告付き周辺案内地図は、H2,000㎜×W3,400㎜以内×D300㎜程度の大きさで作成し、地図枠、広告枠より構成すること。
※設置場所のスペースを勘案し、作成すること。

イ　区役所庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際に対する転倒防止対策を十分に講じること。また、撤去の際は原状復帰すること。

ウ　本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。

エ　周囲と調和の取れた色合いにすること。

オ　地図、広告部分は、透明アクリル板カバー等と乳白アクリル板ベース等にカラーコルトンフィルムを挟み込む形と同程度以上の視認性及び表現力を発揮するようにすること。

カ　維持管理に電源を使用する場合には調光器により明るさの調整が可能とし、より省エネ（ＬＥＤ内照式等）に配慮したものとする。原則としてタイマーその他の機器による自動制御を行うこととし、また手動による電源のＯＮ／ＯＦＦが容易にできる構造にすること。

（５）周辺案内地図

ア　地図は本体内に収まり、「北区内全域」及び「北区役所周辺地図」の構成とすること。

イ　国土地理院刊行地図と同程度以上の精度を有する情報を基にして作成すること。

ウ　公共施設や災害時の避難場所等、当区が指定する情報を分かりやすく表示すること。

エ　色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。
オ　地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。

（６）広告枠
ア　広告主の広告を表示することができる。（写真・名称・所在・電話番号等）
イ　地図上に広告主の所在を表示する場合は、地図上の地点と広告枠の広告が見つけやすいよう番号等で一致させておくこと。
ウ　本体内で収まる大きさで作成し、１枠が極端に大きくならないようにする

（７）その他
ア　製作・設置・移設・撤去等に関する一切の費用は使用者が負担すること。
イ　破損･汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。 また、１年に１度は周辺地図全体を張り替えること。ただし、本市が張り替える必要がないと認めた場合はその限りでない。
ウ　地図上の広告主の表示や広告枠の掲載内容については、掲出予定の２週間前までに見本を当区担当者へ提出し、承認を得ること。
エ「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
オ　音声の発する機材の設置は認めない。

２　その他
（１）この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に必要な事項は条例等、大阪市行政財産広告取扱規則及び大阪市北区役所行政財産広告掲出要領に定めるところによるものとする。
（２）設置機器のトラブルや広告内容についての対応は、事業者において速やかに対応すること。
（３）大阪市及び区役所の信頼･品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
（４）設置及び撤去に係る作業日時については、原則開庁時間外に行うものとし、詳細な日程については、両者の協議により決定することとする
（５）この仕様書に明記されていない細部の事項については、当区の指示に従うものとする。
（６）業務の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。
（７）業務報告書の提出を北区役所が求めた時は、これに応じること。